

**chemSHERPA 製品含有化学物質情報の利用ルール**

1. 序文 .....	2
2. 適用範囲.....	2
3. 用語の定義.....	2
4. 製品含有化学物質管理体制の構築 .....	4
5. 製品含有化学物質情報.....	4
6. 製品含有化学物質情報伝達の基本 .....	5
6.1. サプライチェーンにおける製品含有化学物質情報の伝達 .....	5
6.2. 管理対象基準 .....	5
6.3. 成分情報の伝達基準 .....	5
6.4. 「提供型」による情報伝達 .....	6
6.5. 「依頼回答型」による情報伝達 .....	6
6.6. 責任ある情報伝達 .....	6
6.7. 情報の更新.....	7
6.8. 企業機密.....	8
6.9. 情報伝達先における情報作成・伝達の支援 .....	8
7. 化学品の製品含有化学物質情報伝達.....	8
7.1. 化学品の製品含有化学物質情報の作成と管理 .....	8
7.2. 化学品の成分情報 .....	8
8. 成形品の製品含有化学物質情報伝達.....	8
8.1. 成形品の製品含有化学物質情報の作成と管理 .....	8
8.2. 成形品の成分情報 .....	8
8.3. 成形品の成分情報の複合化 .....	9
8.4. 成形品の遵法判断情報.....	9
8.5. 成形品における成分情報と遵法判断情報の伝達.....	10

2016年6月30日

## 1. 序文

chemSHERPA の情報伝達スキームは、人の健康と環境の保護を促進するために、製品の生産及び使用に必要な製品含有化学物質情報をサプライチェーン全体で共通化し、確実かつ効率的な情報伝達の推進を目的としている。そのために、情報伝達の対象範囲となる管理対象物質、製品含有化学物質情報として伝達すべき情報項目、情報伝達のためのデータフォーマット等を定めている。所定のデータフォーマットに従った電子データは、chemSHERPA が提供するデータ作成支援ツールのほか、ソフトウェア・ベンダーによって開発・提供されるパッケージ・ソフトウェア及び特定の組織によって構築・運用される組織内の情報システムなど（以下、併せてソフトウェア等と記載する）によっても、作成、加工、閲覧されることを想定している。

## 2. 適用範囲

□ 本ルールは、chemSHERPA の情報伝達スキームを利用した製品含有化学物質情報伝達の原則を示したものであり、chemSHERPA の情報伝達スキームを利用して製品含有化学物質情報の授受を行う全ての組織に適用される。

（注記）本項に該当する組織には、商社、ファブレス事業者、受託生産事業者等も含まれる。

□ chemSHERPA の情報伝達スキームを利用する組織は、サプライチェーンにおける製品含有化学物質の確実かつ効率的な情報伝達のために、本ルールを正しく理解し、遵守し、本ルールを逸脱する要求をしないこと。

□ 本ルールに示された原則は、必要に応じて chemSHERPA が制定する規定やマニュアル等（以降、マニュアル等と記載する）の文書に、本ルールの内容をより具体的に展開して盛り込まれることがあり、その際には本ルールとの関連を示す。管理対象物質リストやデータ作成支援ツール等を使用する場合には、それぞれのマニュアル等を正しく理解し、遵守すること。

（注記）マニュアル等には、サプライチェーンにおける円滑な情報伝達を実現するために、各情報項目への入力内容や制限、情報の提供や回答依頼の方法、データのファイル名の付与等について定められている。

## 3. 用語の定義

□ このルールで用いる主な用語及びその定義は、以下のとおりとする。

用語	定義
製品含有化学物質	製品に含有されることが把握される化学物質。(JIS Z 7201:2012)
化学物質	天然に存在するか、又は任意の製造過程において得られる元素及びその化合物。(JIS Z 7201:2012)
混合物	2 つ以上の化学物質を混合したもの。(JIS Z 7201:2012) (注記) 混合物の例として、塗料、インキ、合金のインゴット、はんだ、樹脂ペレット等がある。
化学品	化学物質及び/又は混合物 (JIS Z 7201:2012)
成形品	製造中に与えられた特定の形状、外見又はデザインが、その化学組成の果たす機能よりも、最終使用の機能を大きく決定づけているもの。(JIS Z 7201:2012) (注記) 成形品の例として、塗料、金属の板材、歯車、集積回路、電気製品、輸送機械等がある。

用語	定義
部品	完成品に至るまでの成形品。(JIS Z 7201:2012)
完成品	化学品及び／又は部品を組み合わせたたり、加工したりして製造した最終の成形品。(JIS Z 7201:2012)
製品	組織が、その活動の結果として、顧客に引き渡す化学品、部品、及び完成品。(JIS Z 7201:2012)
成分	化学品を構成する要素。(JIS Z 7253:2012) (注記) “要素”とは、化学品を構成する化学物質、又は単一化学物質の同定が難しい場合は起原若しくは製法によって特定できるもの。
意図的添加	製品に一定の性能を持たせるためなど、何らかの目的をもって添加された状態を言う。
不純物	製品機能上、特定の役割が与えられておらず、なおかつ製品中の CAS 番号（あるいはその他の識別番号）で特定された化学物質と別の CAS 番号（あるいはその他の識別番号）を有する化学物質。一般の工業的な精製段階において除去されずに残留する化学物質も含まれる。 ただし、不純物が製品含有化学物質であったとしても、管理対象基準（後述）において基準値・許容値などが示されている場合を除いて、技術的に予測することができない場合や微量であり含有量の情報が得られない場合には、運用上含有と見なさないものとする。 濃度にかかわらず、意図的添加である場合、又は含有が意図される場合は、不純物ではない。
組織	責任、権限及び相互関係が取り決められている人々及び施設の集まり。
化学物質の含有	化学品あるいは成形品の成分として当該化学物質が存在することが、供給者からの情報や組織の知見に基づき、判明していることである。
製品含有化学物質情報	製品含有化学物質に関係する法規制及び業界基準に基づいて、組織が定めた基準で対象とした化学物質に関わる情報。
管理対象基準	管理対象物質を規定する際のもとの法規制及び／又は業界基準。
管理対象物質	管理対象基準に基づき情報伝達の対象とする化学物質。
管理対象物質集約リスト	管理対象基準として選定された法規制及び／又は業界基準において指定されている物質群及び物質を集約したリスト。管理対象基準とした法規制等の原文の所在情報や基本情報を提供する。集約リストと略称することがある。
管理対象物質検索用リスト	管理対象物質集約リストを、実用的に利用される範囲で物質群名表示の部分も含めて個別の物質名や CAS 番号レベルまで展開したリスト。検索用リストと略称することがある。
管理対象物質リスト	管理対象物質集約リストおよび管理対象物質検索用リストを合わせた総称。
成分情報	管理対象物質の種類とその含有率からなる製品含有化学物質情報。
遵法判断情報	特定の製品分野における法規制及び／又は業界基準への適合性の判断根拠として利用できる製品含有化学物質情報。
業界基準	各産業が構成する団体が作成し、かつ、公表している製品含有化学物質の管理に関する基準。(JIS Z 7201:2012)

用語	定義
エリア	遵法判断情報を作成するための管理対象物質と報告用途、報告閾値の設定。 (注記) 例として、電気電子機器分野のために IEC62474 の Declarable substance groups and declarable substances を採用したエリア等がある。
川上、川中、川下	サプライチェーンを川の流れになぞらえ、化学物質や混合物を製造する組織群又はそのサプライチェーンにおける位置を川上、部品を製造する組織群又はそのサプライチェーンにおける位置を川中、完成品を製造する組織群又はそのサプライチェーンにおける位置を川下と呼ぶ。
提供型	製品の供給者が、自発的に情報を提供又は公表するような製品含有化学物質情報の伝達方法。
依頼回答型	製品の供給先から依頼された内容を確認後、それに対応した情報を製品の供給者が回答するような製品含有化学物質情報の伝達方法。
複合化	化学品から化学物質の含有量が固定される成形、乾燥、加熱、塗布等の製造工程を経て製造された成形品の成分情報を複数組合せて、複数の成形品を組み合わせた複合成形品の成分情報を作成すること。

#### 4. 製品含有化学物質管理体制の構築

- 製品含有化学物質情報の伝達は、各組織が定める製品含有化学物質管理の仕組みに基づいて実施すること。

(注記) 製品含有化学物質管理の仕組みの構築については、日本工業規格 JIS Z 7201:2012 (製品含有化学物質管理－原則と指針) や製品含有化学物質ガイドライン第 3.0 版 (アーティクルマネジメント推進協議会やグリーン調達調査共通化協議会等の 6 団体が共同で作成) を参考とすることができる。

- 製品含有化学物質管理においては、さまざまな製造工程を経て製造される組織の製品の製品含有化学物質を把握すること。特に、化学変化、化学品から成形品への変換等に留意することが必要である。

#### 5. 製品含有化学物質情報

- 化学品の製品含有化学物質情報として、成分情報を伝達すること。組織は、化学品用のデータ作成支援ツール、又は互換性のあるソフトウェア等を用いて、化学品のデータフォーマットに従った製品含有化学物質情報 (chemSHERPA-CI) を作成し、伝達すること。

- 成形品の製品含有化学物質情報として、成分情報及び/又は遵法判断情報を伝達すること。組織は、成形品用のデータ作成支援ツール、又は互換性のあるソフトウェア等を用いて、成形品のデータフォーマットに従った製品含有化学物質情報 (chemSHERPA-AI) を作成し、伝達すること。

(注記 1) 成分情報は、製品分野によらず、サプライチェーンを通して、製品含有化学物質管理及び広義の化学物質管理において、有効な情報である。特に成形品のサプライチェーンの上流側で重要となる。

(注記 2) 遵法判断情報は、製品の供給を受けて製造する製品の遵法を速やかに判断する場合や、製品含有化学物質情報が極めて大きなサイズとなり通常の方法での授受が困難となる場合などにおいて、有効となる情報である。特に成形品のサプライチェーンの下流側で重要となる。

## 6. 製品含有化学物質情報伝達の基本

### 6.1. サプライチェーンにおける製品含有化学物質情報の伝達

- 供給を受ける化学品又は成形品の製品含有化学物質情報のうち、製品含有化学物質の管理や情報伝達に必要な製品の情報だけを、情報の回答の依頼対象とすること。
- 製品含有化学物質情報を作成するために、分析による証明やエビデンスを求めるべきではない。
- 任意報告を利用した、管理対象物質以外のフルデクラレーションは、回答者側の要望に基づき、B2B（当事者間）での合意を前提とすること。
- 定められたデータフォーマットを変更せずに使用すること。
- 情報の記述には、英語を用いること。

（注記）一部の情報項目で併記が可能なローカル言語による記述は、その補足に位置づけられる。データ作成支援ツール等のソフトウェアにより、作成者に認識させることなく英語による記述がなされている場合がある。

### 6.2. 管理対象基準

- 管理対象基準は、製品含有化学物質規制に関係のある法規制及び／又は業界基準（以下、法規制等と記載する）から、chemSHERPA が選定する。管理対象基準として採用する場合は、法規制等の内容（法規制が含有を制限する用途、閾値等）については変更せずに採用する。
- 管理対象基準は、製品の様態や用途によっては対象外となる法規制等も含めて、サプライチェーン全体で共通とする。

### 6.3. 成分情報の伝達基準

- 成分情報の伝達基準は、下表に示す通りとする。化学品の場合は製品当たりの重量濃度に対して、成形品の場合はマテリアル当たりの重量濃度に対して適用される。
- サプライチェーン全体での製品含有化学物質管理に必要な情報伝達のために、成分情報の伝達における chemSHERPA の自主基準として、0.1wt%の閾値を設定する。

表 1 成分情報の伝達基準

法規制等の規定する閾値		管理対象物質の含有濃度	成分情報の伝達の要否
法規制等の対象用途に用いられることが明らかな場合、及び用途が不明の場合	法規制等の規定する閾値 > 0.1wt%	法規制等が含有を制限する濃度以上	当該化学物質を含む成分情報の伝達を必須とする。
		chemSHERPA の自主基準 0.1wt%以上、かつ法規制等が含有を制限する濃度未滿	当該化学物質を含む成分情報を、chemSHERPA の自主基準に基づいて伝達する。
	法規制等の規定する閾値 ≤ 0.1wt%	chemSHERPA の自主基準 0.1wt%未滿	当該化学物質の情報伝達は不要とする。任意の伝達が可能。
		法規制等が含有を制限する濃度以上	当該化学物質を含む成分情報の伝達を必須とする。
法規制等の対象用途に用いられないことが明らかな場合		法規制等が含有を制限する濃度未滿	当該化学物質の情報伝達は不要とする。任意の伝達が可能。
		chemSHERPA の自主基準 0.1wt%以上	当該化学物質を含む成分情報を、chemSHERPA の自主基準に基づいて伝達する。
		chemSHERPA の自主基準 0.1wt%未滿	当該化学物質の情報伝達は不要とする。任意の伝達が可能。

- (注記) 上表における法規制等の規定する閾値とは、管理対象基準として選定した法規制等が、当該化学物質の含有を制限する閾値とする。含有制限の閾値が複数ある場合には、原則、最も低い値が適用される。
- 法規制等の対象用途に用いられるか否かによる情報伝達の要否の判断は、製品の供給者が行うこと。可能であれば B2B において、その判断結果を製品の供給先と共有することが望ましい。製品の供給者が製品の用途を判断できない場合は、用途不明となる。
- (注記 1) 法規制等の対象用途に用いられないことが明らかな場合の例として、製品の供給先における用途が当該用途と異なることを供給先とのコミュニケーション等で把握している場合や、当該用途以外の使用に用途を限定して製品を供給する場合等が考えられる。
- (注記 2) 日本の「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律」(以下、化審法と記載する)については、原則として規定する閾値は“0”と考える。化審法に基づく管理対象物質を非意図的に含有する場合は、BAT (Best Available Technology) 又は経済産業省が認めた自主管理値未満の場合は、その旨をコメント欄に記入するなどして伝達する。規定する閾値は“0”の場合、「規定する閾値以上含有」とは少しでも含まれることを意味し、「規定する閾値未満含有」は含まれないということを意味する。化審法に基づく管理対象物質の意図的添加は、全て第一種特定化学物質として規制され実質的に製造禁止である。

#### 6.4. 「提供型」による情報伝達

- 「提供型」で製品含有化学物質情報を伝達する場合には、製品の供給者が、自発的に製品含有化学物質情報を伝達又は公表すること。
- (注記) サプライチェーンにおける川上側からの製品含有化学物質情報の流れの創出が期待できることから、特に川上、川中の組織から、提供型での情報提供が行われることが望まれる。

#### 6.5. 「依頼回答型」による情報伝達

- 「依頼回答型」で製品含有化学物質情報を伝達する場合には、製品の供給先から依頼された内容を確認後、それに対応した情報を製品の供給者が回答すること。
- 複数製品の情報提供を一つのファイルで依頼する「多品一葉」形式で依頼を受けた場合には、対象製品の情報を一括で回答することが望ましいが、分割した回答も許容される。分割して回答する場合の方法は、回答者側の要望に基づき、B2B での合意によるものとする。
- 製品含有化学物質情報の必要な製品だけを対象を限定した情報提供の依頼、依頼回答型による依頼に対して提供型での回答を許容するなど、製品の供給する組織と供給を受ける組織の間でのコミュニケーションにより、双方の組織における負荷を低減し、必要な情報が迅速かつ効率的に伝達されるよう配慮することが望ましい。
- (注記) 迅速とは、法律用語の遅滞なくに相当し、情報伝達までの期間の目安を 1 ヶ月以内とする。

#### 6.6. 責任ある情報伝達

- 「責任ある情報伝達」とは、本ルールに則り、供給者からの情報や自社の知見や実績、科学的知見等に基づいて、可能な限りの努力によって作成した製品含有化学物質情報を、組織が定めた手続きに従って製品含有化学物質管理の責任者が承認した上で、伝達することをいう。

- (注記) chemSHERPA の情報伝達スキームで作成された製品含有化学物質情報がサプライチェーンを通じて伝達された場合、その情報は製品を供給する組織の製品含有化学物質管理の責任者によって承認された「責任ある情報伝達」として見なされる。
- 成形品の遵法判断情報は、「エリア」による設定に基づいて、製品の供給者がその供給先に対して作成し、「責任ある情報伝達」として伝達すること。遵法判断情報の精度は、エリアの設定において参照される法規制等が規定する含有制限に対応したものとする。
    - (注記 1) データ作成支援ツールの操作上では、データを確認した上で、製品含有化学物質管理の責任者の氏名等の情報を入力し、承認することで、はじめて正式にデータが保存されるような手順によって「承認」の手続きが具体化されている。
    - (注記 2) 製品含有化学物質管理の責任者である承認者 (Authorizer) は、組織のトップマネジメントに限らず、組織の組織体制に応じて、例えば、製品含有化学物質管理を所管する部長や課長等とすることができる。
  - 「責任ある情報伝達」は、情報受領者が情報提供者に対して、知り得ない情報を調査し続けるようなことを強いたり、高精度機器による詳細な分析を強いることではない。
  - 製品含有化学物質情報の確実かつ効率的な伝達のために、各組織は、「責任ある情報伝達」の結果を十分に尊重し、活用することが望ましい。
  - 「責任ある情報伝達」とは、chemSHERPA の情報伝達スキームを用いて伝達される製品含有化学物質情報に「保証」を与えるものではない。また、サプライチェーン全体で、chemSHERPA のデータフォーマットを用いた情報流通を円滑に保つため、情報提供を受ける組織は、その情報への保証を求めるべきではない。情報に対する「保証」の扱いについては、B2B で取り決められるべきである。
  - 成分情報の伝達基準に従い、原則、川上側からの情報提供で知り得た情報を、組織で情報量を削ることなく川下側に伝達すること。
  - 全ての調達品の製品含有化学物質情報を、供給者から入手できるとは限らないため、組織の有する知見や科学的な知見等の情報を加えるなどの合理的な努力により情報を作成し、伝達すること。
  - 商社やファブレス事業者、受託生産事業者等は、入手した情報を確認し、その組織からの情報として「責任ある情報伝達」を行うこと。

## 6.7. 情報の更新

- 管理対象物質の更新時や既に情報を提供した製品に係る変更(4M:生産の4要素で、人 (Man)、機械 (Machine)、材料 (Material)、方法 (Method) 等)を行った場合において、組織の製品の製品含有化学物質の追加・更新に該当する場合は、迅速に川下側に伝達すること。
  - (注記 1) 迅速とは、法律用語の遅滞なくに相当し、情報伝達までの期間の目安を 1 ヶ月以内とする。
  - (注記 2) 対象製品や更新のタイミングは、製品や業態により異なると考えられる。
- 管理対象物質の更新が、組織の製品の製品含有化学物質情報の追加・更新に該当する場合は、迅速に下流側に伝えること。
- 管理対象物質の更新時に、依頼回答型で情報提供を依頼する場合は、依頼者側で管理対象物質の更新内容を確認し、対象とする製品や供給者を限定するなど回答者の負荷に配慮し、必要に応じて回答を依頼すること。

## 6.8. 企業機密

- CBI（企業機密情報、Confidential Business Information）は尊重されるべきであるが、chemSHERPA の定める管理対象物質は、有害性等に基づいて法規制の対象となっている物質であり、法規制等の規定する基準に該当する含有物質の情報は CBI の対象とはならない。

（注記）成形品に対する法規制等である場合であっても、サプライチェーンの川下で必要とされる情報であることを理解し、伝達することが望ましい。

## 6.9. 情報伝達先における情報作成・伝達の支援

- 製品の供給者と供給先とのコミュニケーションによって、製品の用途や供給先の工程が把握できた場合、供給先の製品含有化学物質情報の作成に有効となる参考情報を伝達することが望ましい。ただし、供給先において、供給者が想定する標準的な使い方をしない場合、他の組織から供給を受けた製品と組み合わせて用いる場合等はその限りではない。

## 7. 化学品の製品含有化学物質情報伝達

### 7.1. 化学品の製品含有化学物質情報の作成と管理

- サプライチェーンの最上流で化学品を供給する組織は、自ら有する情報に基づいて、組織の供給する化学品の製品含有化学物質情報を作成すること。それ以降のサプライチェーンにおける化学品を製造する組織は、上流側から伝達された化学品の製品含有化学物質情報を組織で管理し、必要な情報の追加・加工を行って、製品の製品含有化学物質情報を作成・管理し、下流側に伝達すること。

### 7.2. 化学品の成分情報

- 供給する化学品に管理対象物質が含有されている場合は、成分情報の伝達基準に従って、情報伝達の要否を判断すること。

## 8. 成形品の製品含有化学物質情報伝達

### 8.1. 成形品の製品含有化学物質情報の作成と管理

- サプライチェーンの中で、化学品から最初に製造される成形品を製造する組織は、化学品の供給者から伝達された化学品情報または組織の有する情報を元に必要なデータの追加・加工を行い、組織の供給する成形品の製品含有化学物質情報を作成・管理し、下流側に伝達すること。

（注記 1）化学品から最初に製造される成形品を製造する組織が有する情報とは、化学品の製品含有化学物質情報、マテリアルの規格情報、化学品から成形品への変換情報等を指す。

（注記 2）めっき、塗装など、母材に新たな成形品を付加する場合には、最初の成形品を製造する組織と同様に、付加する成形品（めっき層、塗膜など）のデータを作成する必要がある。

### 8.2. 成形品の成分情報

- 供給する成形品に管理対象物質が含有されている場合は、成分情報の伝達基準に従って、情報伝達の要否を判断すること。
- 成形品の構造は、原部品（化学品から成形品への変換工程で製造される成形品）では、部品－マテリアル－物質の 3 層からなるツリー構造で表現され、複合成形品では階層－部品－マテリアル－物質の 4 層の構造で表現される。



- 選択したエリアにおいて参照される法規制等の対象となる管理対象物質については、成分情報の伝達基準に従って、全ての化学物質の情報を伝達すること。

### 8.3. 成形品の成分情報の複合化

- 複合成形品を製造する組織は、製品の供給元から受領した成形品の成分情報等を確認し、複合化することで、その成分情報を作成すること。

(注記) 複合成形品を製造する際に、例えば、接着剤などを用いる場合には、化学品である接着剤の製品含有化学物質情報を入手し、それに基づいて、固化して「接着層」となった成形品としての成分情報を作成した上で、母材等の成形品の成分情報との複合化を行うなどの対応が必要である。

- 複合化における「階層」項名称は、下表の通りとする。階層情報は、成形品を構成する部品名の「中抜き情報」である「構成する複合成形品/化学品から成形品への変換工程で製造された成形品」という「中抜き」情報とする。

表 2 成形品の成分情報の複合化における「階層」項名称の扱い

成形品	階層の名称	部品の名称
化学品から成形品への変換工程で製造される成形品	記入不要	部品名
複合化された成形品	階層情報	部品名

(注記) 階層の名称の記述例は、以下の通り。

コントローラ- CPU ユニット- CPU ボード- 電源基板- 電解コンデンサ

成形品名	階層の名称	部品の名称	マテリアル
電解コンデンサ (原部品)	(不要、原部品)	電極箔	母材
	(不要、原部品)	セパレータ	母材
電源基板	電解コンデンサ	電極箔	母材
		セパレータ	母材
CPU ボード	電源基板/電解コンデンサ	電極箔	母材
		セパレータ	母材
CPU ユニット	CPU ボード/電解コンデンサ	電極箔	母材
		セパレータ	母材
コントローラ	CPU ユニット/電解コンデンサ	電極箔	母材
		セパレータ	母材

### 8.4. 成形品の遵法判断情報

- 成形品に対しては、具体的な用途・製品分野に対して、特定の化学物質の含有規制等が存在しており、完成品や部品等を供給する組織は、それらの規制等への遵法を判断するための情報が必要となる。成形品の製品含有化学物質情報では、成分情報と合わせて、製品の供給先における遵法判断に有効となる遵法判断情報を設定している。

- 成形品の供給者は、エリアに基づいて、遵法判断情報を伝達すること。

### 8.5. 成形品における成分情報と遵法判断情報の伝達

- 成分情報及び／又は遵法判断情報の伝達については、伝達目的、伝達対象の特性等を考慮した上で、B2B の協議・合意に基づいた対応が必要であると同時に、その上流側及び下流側における情報伝達への影響を十分配慮すること。